



平成28年1月13日

担当 経営支援課長 長尾博行
TEL (082) 224-5658

産業競争力強化法に基づく市町村の創業支援事業計画 (第7回認定)

～ 10計画(中国地域)を認定 ～

平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」では、地域における創業を促進するため、市区町村が民間事業者(創業支援事業者)と連携して創業支援を行う取組(創業支援事業計画)を国が認定することとしています。

経済産業省、総務省は本日付けで、中国地域では以下の10件の創業支援事業計画(新規5件、変更5件)を認定しました。

今回の認定により、中国地域で認定した創業支援事業計画は68件・86自治体(51市33町2村)となりました。

【今回、創業支援事業計画を認定した自治体】

(新規認定)

岡山県：高梁市(法人番号3000020332097)、久米南町(法人番号1000020336637)

山口県：下松市(法人番号2000020352071)、柳井市(法人番号4000020352128)、
美祢市(法人番号4000020352136)

(変更認定) 下線は共同申請

岡山県：倉敷市(法人番号6000020332020)・早島町(法人番号2000020334235)、
玉野市(法人番号5000020332046)

広島県：福山市(法人番号7000020342076)、庄原市(法人番号2000020342106)、
江田島市(法人番号9000020342157)

【参考】

○創業者への支援(27年度現在)

(1) 認定を受けた市区町村で創業する者への支援(創業・第二創業促進補助金)

(2) 認定を受けた市区町村が行う「特定創業支援事業」を受けた創業者への支援

①「特定創業支援事業」を受けて創業を行う者が株式会社を設立する際、登記に係る登録免許税を軽減(資本金の0.7%→0.35%。最低税額15万円の場合7.5万円に減額)。

②無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠を1000万円から1500万円に拡充。

③創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から適用。

○創業支援事業者への支援(同上)

・セミナー、相談会等の実施費用への支援(創業支援事業者補助金)

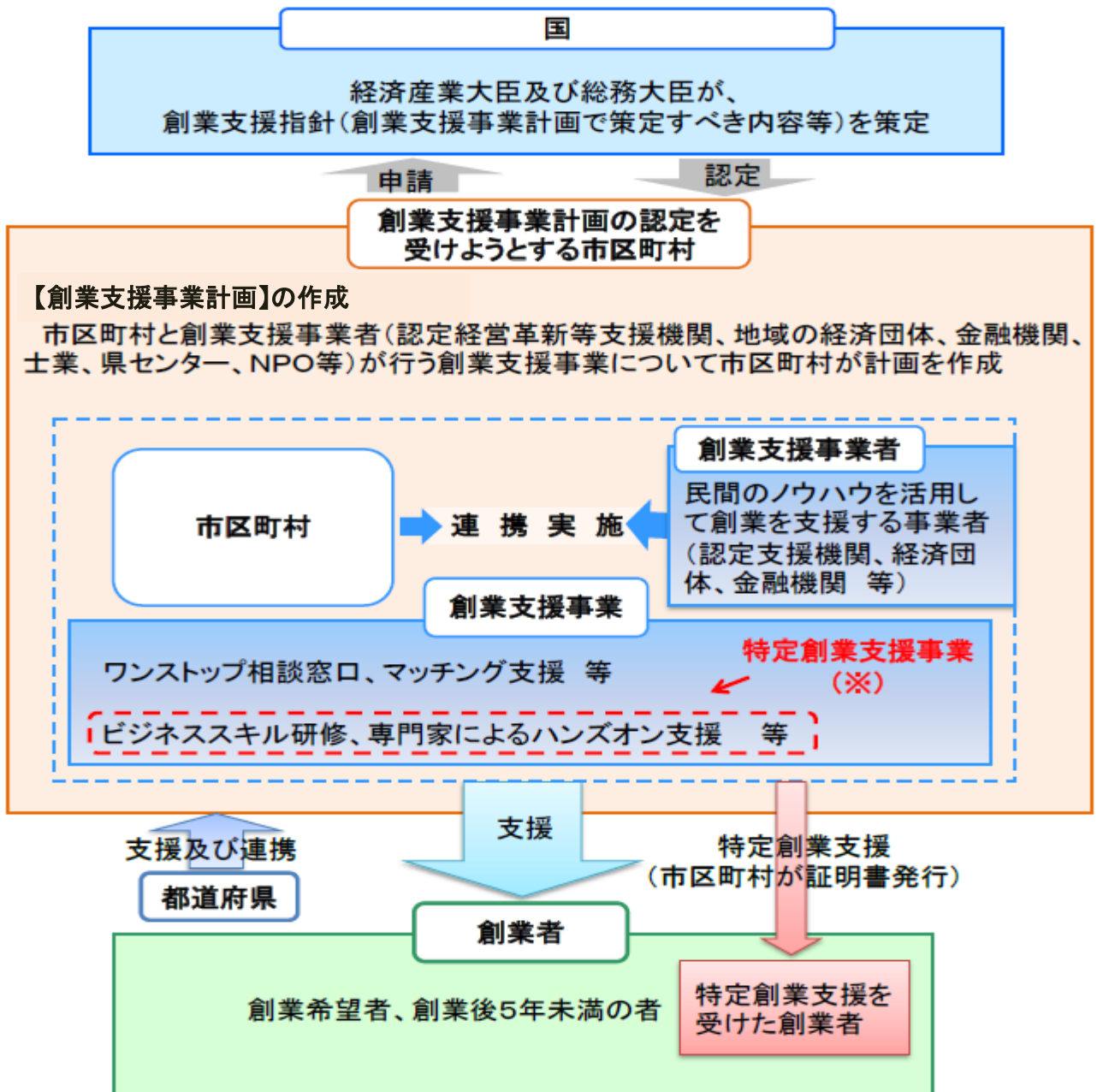
【問い合わせ先】

中国経済産業局産業部経営支援課

担当：長尾、山本、久保田

TEL：(082) 224-5658 (直通)

産業競争力強化法における地域における創業支援スキーム



(※)特定創業支援事業とは、市区町村又は創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的な例としては、4回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、1ヶ月以上継続して行う支援が考えられます。

【参考】 中国地域における第7回までの認定市町村

鳥取県 : 全市町村

島根県 : 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、津和野町

岡山県 : 岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、早島町、矢掛町、鏡野町、勝央町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町

広島県 : 全市町村

山口県 : 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南市

今回およびこれまでに認定した各市町村の計画概要は、以下URLでご覧いただけます。

【「ミラサポ」掲載ページ】 <https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html>